

改正案

現行

<p>（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）</p> <p>第三条の二 法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する短期社債又は前二号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの</p> <p>（少数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘）</p> <p>第三条の二の二 法第二十三条の十三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、株券、新株引受権証書、新株予約権証券若しくは新優先出資引受権証券、法第二条第一項第八号に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）又は資産流動化法に規定する特定短期社債、社債等の振替に関する法律に規定する短期社債若しくは保険業法に規定する短期社債（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。）の取得の申込みの勧誘（法第二十三</p>	<p>（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）</p> <p>第三条の二 法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（少数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘）</p> <p>第三条の二の二 法第二十三条の十三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、株券、新株引受権証書、新株予約権証券若しくは新優先出資引受権証券、法第二条第一項第八号に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）又は資産流動化法に規定する特定短期社債、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する短期社債若しくは保険業法に規定する短期社債の取得の申込みの勧誘（法第二十三条の十三第三項に規定する取得の申込みの勧誘に限る。）とする。</p>
---	--

条の十三第三項に規定する取得の申込みの勧誘に限る。)とする。

(法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、

法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて、前項第一号若しくは第二号又は法第二条第一項第三号の二若しくは第五号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの並びに同条第一項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

(法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、

法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて、同項第三号の二又は第五号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。